

吉野山ふるさとセンター使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は吉野山ふるさとセンター設置条例及び管理運営規則に基づき運営の円滑を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(位置及び施設)

第2条 吉野山ふるさとセンターの位置及び施設は次の通りとする。

位置 吉野町大字吉野山2548番地の2

施設 管理研修棟 体育館 その他付属施設（プール施設は除く）

(目的及び事業)

第3条 吉野山ふるさとセンターは、地域の特性を生かした研修・教育の場の提供と、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため次の事業を行なうものとする。

- (1) 地域特性を生かした研修・教育の場の提供に関すること。
- (2) 地域住民の各種イベント会場及びふれあい交流の場に関すること。
- (3) 住民活動の支援、地域づくり団体の育成に関すること。
- (4) 住民の安全を確保するため、災害時及び緊急時に必要な設備及び資機材の確保に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用申込及び使用料金)

第4条 吉野山ふるさとセンターの施設を使用する者は、使用申込書（第1号様式）に使用料金を添えて申し込みしなければならない。許可をする時は承認書（第2号様式）を交付する。

- 2 自治会員でないものが申し込みをする場合は、自治会員の紹介を必要とする。
- 3 使用料金は別表の通りとする。
- 4 管理者が必要と認めたときは、使用料金の減額又は、免除することができる。

(使用許可の取り消し)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可条件および承認条件に違反したとき。
- (3) 公益上特に必要があるとき。
- (4) 反社会的集団（暴力団・過激な政治団体等）の関係者であることが判明し、又はこれらの団体に加盟したとき。

(禁止行為及び使用の禁止)

第6条 使用する者は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) センター内の秩序を乱す行為をすること。
 - (3) その他管理者の指示に従わないこと。
 - (4) センター内で直接の物品販売をすること。
- 2 管理者は、前項のいずれかに該当する行為を行うおそれのある者に対して、使用の取り消し又は、拒否することができる。

(違約金)

第7条 使用する者は、使用する日を含めた3日以内で使用を取り消した場合は、使用料金の返金はしないものとする。

2 管理者は、取り消しの理由が真にやむ得ないと判断した場合、違約金を免除することができる。

(使用者の責任及び損害賠償)

第8条 使用するものは、破損、火災、盗難等の事故を起こさぬよう最大の努力をすること。使用後は清掃、火の後始末、戸締り等を確実に行うこと。

2 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設及び設備を汚損、損傷、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

附則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

吉野山ふるさとセンター使用の許可条件

- ① 施設使用後は、器具は現状に復し、清掃を行ってください。
(使用時に出たゴミ等は、使用者が必ず持ちかえってください。)
- ② 使用者は、許可を受けた場所以外の室内に立ち入らないでください。
- ③ 火災予防には十分注意し、指定した場所を除きセンター内では喫煙及び飲酒飲食はしないでください。(指定場所は、申込申請時使用目的・施設等を考慮して、協議の上承認条件として付記します。)
- ④ 体育館フロアは上靴で使用し、裸足や下履きでは使用しないでください。
- ⑤ 体育館でパイプ椅子や机等を使用するときは、シートを敷いてください。
- ⑥ キャンプファイヤーは、鉄板を敷いて行い火の始末は確実にして下さい。
- ⑦ 音の出る団体の使用は17時までにしてください。
- ⑧ 使用者は、使用施設を他の者に転貸することはできません。
- ⑨ 施設や器具等の破損は、原則として損害額は使用者負担となります。直ちに管理者にご連絡ください。
- ⑩ 施設利用に伴う事故等の対応は、使用者でお願いします。
- ⑪ 使用者は、施設を常に良好な状態に保つため、施設内外の環境保全に努めてください。
- ⑫ 利用形態によっては、使用者と管理者との協議に伴い、使用者に使用施設に付帯する施設維持管理費等の費用を負担いただく場合があります。
- ⑬ 次の各事項に該当するときは、許可の取り消し、又は変更をすることがあります。
 - ・使用者が許可条件に違反したとき。
 - ・災害時及び緊急時に、住民の安全確保ため施設を使用するとき。
 - ・公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・施設の管理上支障があるとき。
 - ・建物又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - ・反社会的集団(暴力団・過激な政治団体等)の関係者であることが判明し、又はこれらの団体に加盟したとき。

吉野山ふるさとセンター備品一覧表

番 号	種 類	数 量	備 考 (番 号)
1	事 務 机	7	001~006・012
2	長 机	25	026~039・095~099・151~156
3	ス チ ー ル 机	7	024・025・084・089・090・093・094
4	応 接 セ ッ ト	一式	015、
5	い す (木 製)	53	040~057・104~124・126~139
6	い す (ス チ ー ル)	21	058~078
7	パ イ プ イ ス	一式	176、
8	ロ ッ カ ー	4	016・150・157・162
9	スチールロッカー	4	087・091・141~142
10	掃除用具ロッカー	1	017、
11	救急処置用品ロッカー	1	018、
12	布団収納用ロッカー	1	019、
13	靴用木製ロッカー	2	148~149
14	レ タ ー ケ ー ス	1	007、
15	テ レ ビ	1	008、
16	食 器 棚	1	009、
17	ス ト ー ブ	4	010・080~081・143
18	パ ソ コ ン 台	1	011、
19	パ ソ コ ン 用 机	1	079、
20	オ ー デ ィ オ	2	013~014
21	寝 台	1	021、
22	教 壇	2	022~023
23	扇 風 機	1	082、
24	冷 蔵 庫	1	083、
25	棚	7	085~086・100・146~147・158~159
26	ガス湯沸かし器	4	020・088・125・140
27	天 体 望 遠 鏡	1	092、
28	ピ ア ノ	1	101、
29	エ レ ク ト ー ン	1	102、
30	オ ル ガ ン	1	103、
31	アルミテーブル	2	144~145
32	卓 球 台	6	160・169~173
33	黒 板	1	161、
34	花 瓶 台	2	163~164
35	放 送 施 設	一式	165、
36	司 会 台	1	166、
37	演 台	1	167、
38	床 シ ー ト	1	174、
39	シ ー ト 巻 取 機	1	175、

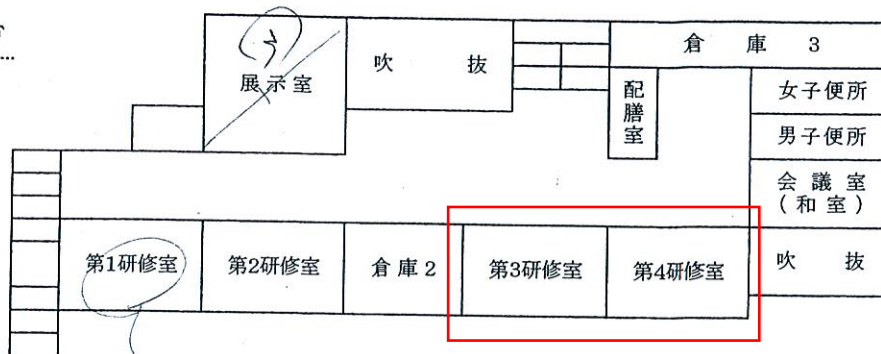
別表 吉野山ふるさとセンター使用料

施設	区 分	使 用 料			
		9:00 ～13:00	13:00 ～17:00	17:00 ～22:00	引き続き1カ月以上 使用のとき1月につき
管 理 研 修 棟	多目的ホール	3,000円	3,000円	3,500円	80,000円
	第1会議室	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	第2会議室	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	第1研修室	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	第2研修室	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	第3研修室	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	第4研修室	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	会議室(和室)	1,500円	1,500円	2,000円	50,000円
	展 示 室	2,000円	2,000円	2,000円	60,000円
	ランチルームA	2,000円	2,000円	2,500円	
	ランチルームB	2,000円	2,000円	2,500円	
	調 理 室	5,000円	5,000円	5,000円	
	体 育 館	5,000円	5,000円	8,000円	
グ ラ ウ ン ド		3,500円	3,500円	3,500円 4,000円	
祭 礼 に 使 用		150,000円 750円(体育館)			
上 記 以 外 の 使 用		利用形態に応じて、別に定める			

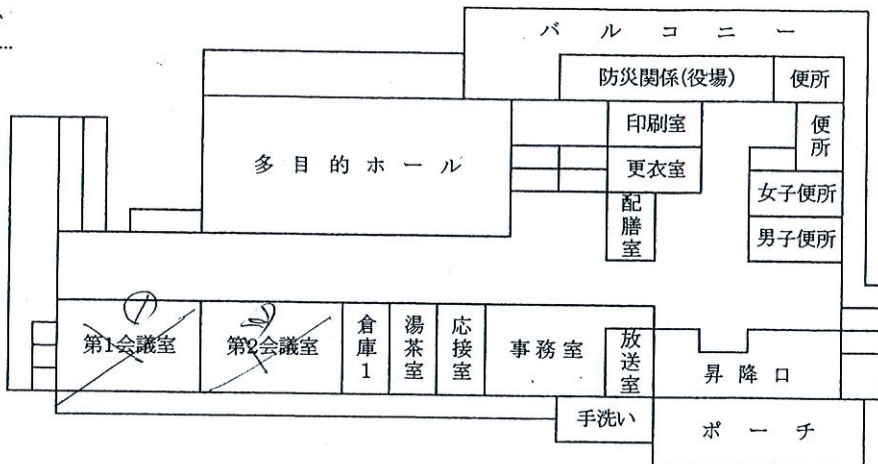
但し、自治会員が使用する場合は、祭礼に使用を除き上記金額の2分の1とします。

吉野山ふるさとセンター 平面図

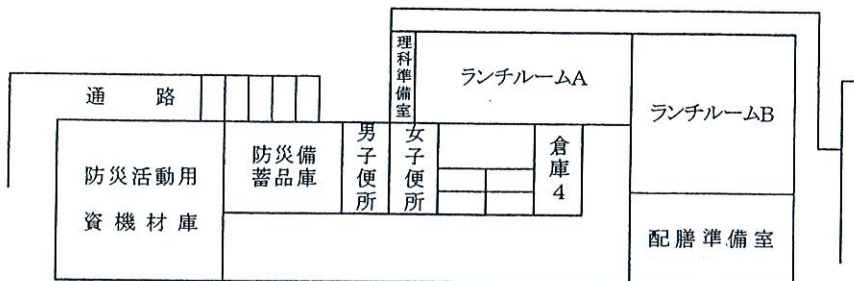
2 F



1 F



1 B



2 B

